

山形県建設工事等電子入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託等に係る入札を「山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）」を使用した電磁的方法により行う入札手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「電子入札」とは、「電子入札システム」を使用した電磁的方法（県の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）による入札手続をいう。

(対象)

第3条 電子入札システムを利用することができる所属が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託に係る競争入札については、電子入札システムにより執行するものとする。

2 前項に掲げる請負及び業務委託に係る見積りの徴取並びに建設工事に関連する一般業務委託に係る競争入札及び見積りの徴取については、電子入札システムにより執行することができるものとする。

(一般競争入札の公告)

第4条 山形県財務規則（昭和39年県規則第9号）第115条の規定による一般競争入札の公告を行う場合は、入札手続を電子入札システムにより行う旨を加えて公告するものとする。

(指名通知等)

第5条 指名通知及び見積依頼通知は、電子入札システムにより行うものとする。

2 電子入札システムにより通知ができない場合は、書面により通知する。

(入札の方法)

第6条 入札は、契約担当者があらかじめ指定する日時までに、電子入札システムにより行うものとする。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札書を提出することができるものとする。

2 書面での入札手続を承諾する基準については、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」で定める。

(入札の辞退)

第7条 入札者は、入札を辞退する場合は、入札書を提出する前までに、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムによる提出ができない場合は、書面により提出することができるものとする。

(無効の入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者(競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない書面入札(外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。)
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 積算内訳書の提出のない入札(県がインターネット等により提供する指定ファイルを使用しない積算内訳書を提出した場合を含む。)
- (10) 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- (11) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- (12) 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- (13) 所定の日時までには到達しない入札
- (14) 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- (15) 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札
- (16) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(開札の手続)

第9条 入札執行者は、当該入札において書面による入札があつた場合は、電子入札システムによる開札の前に、書面による入札書の記載金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、開札終了後直ちに、開札結果を電子入札システムにより入札者に通知するものとする。ただし、書面による入札を行った者に対しては口頭又は書面により通

知するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第10条 開札の結果、二者以上の者が落札決定となり得る同価の入札価格又は同値の評価値で入札した場合（低入札価格調査制度を採用した入札で、調査基準価格を下回った場合を除く。）は、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定するものとする。

2 前項による「電子くじ」を行う場合は、入札参加者が入札書を提出する際に指定した「くじ入力番号」をもとに山形県電子入札システムにより行うものとする。

(委任状)

第11条 入札者に代えて代理人が次の行為を行う場合は、あらかじめ入札者の委任状を提出させるものとする。

- (1) 開札会場において入札書を提出する場合
- (2) 開札会場において落札決定を受領する場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年8月1日から施行する。